

9 体罰・不祥事の防止

(1) 体罰の防止に向けて

部活動指導において、体罰が起こる理由として、「指導したことができなかつた」、「同じミスを繰り返した」など、技術や競技レベルの向上を強調している場合と、「やる気がない」、「たるんでいる」など、生徒の動機付けに関する場合があります。また、「部活動における約束事やルールが守れなかつた」という理由で、安易に体罰を行うケースもあります。

一部の保護者には、体罰を容認する人もいますが、いかなる理由であっても、体罰は決して許されない行為であることは指導者としてしっかりと認識する必要があります。

- 学校教育法（抜粋）

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

ア 校内における組織体制の整備

- 校内体制の在り方の点検

学校に体罰を引き起こす土壤や容認する体質がないか点検します。

部活動は、あくまでも教育の一環として行われているものであり、指導に当たっては、勝利至上主義を排し、生徒の成長を根気よく見守るように努めることが重要です。

- 生徒への対応

生徒から定期的に体罰や不適切な指導に関する情報を集めるなどして、体罰根絶に関する環境整備に努めることが重要です。

- 家庭・地域との連携

日頃から保護者との連絡を密に行い、部活動についての理解と在り方についての意見交換ができる機会をもち、常に連携体制を維持していくことが大切です。

体罰防止の取組例

- 生徒からの意見を聞く

部活動指導に対する意見や要望に関する無記名アンケートを定期的に行うことで、教員には見えにくい生徒の意識や実態を把握する。

- 保護者とコミュニケーションを図る機会をつくる

部活動保護者会などの機会を活用して、人権を尊重した指導方針や学校における生徒の様子を保護者に伝えるとともに、保護者の声を聞く場をつくり、生徒の学校外での生活の様子を確かめる。

- 同僚同士で指導内容を確認し合う

体罰の場合はもちろん、体罰に至らないまでも、教育的配慮に欠けた不適切な言動や感情的な指導を見たり、生徒から聞いたりした場合は、「ずいぶん厳しい指導のようだけど？」などと、指導法について声をかけ合うようにする。また、必要に応じて、管理職への報告・相談を行う。

イ 感情のコントロール（アンガーマネジメント）

指導の場面において、ついカッとなったり、イライラが生じてしまったために、怒りの感情をコントロールできず、体罰につながる場合があります。怒りの感情をすべてなくすことはできませんが、怒りの特性を理解し、その感情とうまく付き合うことは可能です。

感情のコントロールについて

ステップ1：自分が怒っていることを認めましょう。

- ・声が大きくなる。言葉が乱暴になる。
- ・心臓がドキドキする。脈拍が上がる。
- ・否定的な考え方になる。（例：「あいつ、一体どうしたんだ」、「またか」等）

ステップ2：気を静めましょう。

- ・四つ数えながら、深く息を吸い、四つ数えながら、息を吐き出す。
 - ・自分があらかじめ決めているセリフを（心の中で）繰り返し言う。（「大丈夫」、「リラックス」、「気にしない」等）
 - ・怒りの相手に対して何か反応する前に、十まで数える。
 - ・その他（「その場を離れる」、「時間を空ける」等）
- ※ 上記の対応は、怒りの感情をコントロールすることを最優先事項としています。怒りの感情が落ち着いたら、他の教職員と複数で対応するなど、生徒の適切な指導に努めましょう。

ステップ3：落ち着いた後、状況を振り返ったり、気持ちを切り替えたりしてみましょう。

- ・振り返る。「その場の状況を書き出す」、「同僚に話を聞いてもらう」等
- ・気持ちを切り替える。「気持ちが落ち着いた後、生徒と話し合う」、「勤務終了後には趣味を楽しむなど、リフレッシュする」等

（2）セクシュアル・ハラスメントの防止

ア セクシュアル・ハラスメントとは

学校におけるセクシュアル・ハラスメントとは、教職員が他の教職員、生徒及びその保護者等を不快にさせる性的な言動のことをいいます。

この「学校」とは、校外であっても、社会見学や部活動の遠征場所など、学校教育が行われるすべての場面を含みます。また、教職員の勤務時間外であっても、PTAの懇親会のように、実質上、勤務の延長と見なされる場合なども含まれます。

イ セクシュアル・ハラスメントとなり得る顧問（指導者）の言動

- 部活動の指導上、必然性がないのに、身長や体重、身体の成長や特徴を話題にしたり尋ねた

りすること。

- 性に関することや異性関係に関するなどを話題にしたり、尋ねたりすること。
- 性的な内容の手紙やメールを送ること。
- 部活動の指導上、必然性がないのに、生徒の身体を凝視したり、触れたりすること。
- 不適切な時間帯や場所で個別の指導を行うこと。

ウ 生徒への影響

生徒の心に深い傷を負わせ、その後の成長や将来に多大な影響を及ぼすこともあります。

また、直接、生徒に対するセクシュアル・ハラスメントではなくとも、生徒が加害者である教職員から指導等を受けることに嫌悪感を抱くなど、学校における通常の教育活動にも多大な影響を及ぼすこともあります。

【具体例】

- 教職員からわいせつな行為やセクシュアル・ハラスメントを受けたことで、大人への不信感が生じ、大人の言うことが信じられなくなる。
- ふとしたことから、わいせつな行為やセクシュアル・ハラスメントを受けた当時のことを思い出して、気分が悪くなる。
- 精神的に不安定になり、自傷行為をしたり、自殺願望を抱いたりするようになる。
- 感情の起伏が激しくなり、粗暴な言動をするようになる。
- 不登校になったり、学校を休みがちになったりする。 等

エ 学校への影響

学校や公教育に対する信用失墜など、他の教職員を含めた学校全体に多大な影響を及ぼします。

オ 教職員本人、家族への影響

懲戒処分を受けた場合、昇給、期末・勤勉手当、退職手当などに影響します。懲戒免職となつた場合、「懲戒処分の公表基準」により、所属・氏名が公表されます。

また、被害者が精神的な傷を負うのはもちろん、事案が公表された場合、加害者となつた教職員の家族にも多大な影響を及ぼします。

(3) パワー・ハラスメントの防止

ア パワー・ハラスメントとは

同じ組織で活動をする者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、またはその活動の環境を悪化させる行為・言動等を言います。

イ パワー・ハラスメントを起こさないために

パワー・ハラスメントは、これを行っている職員にその自覚がない場合があるという認識をもつことが大切です。

- 指導や助言に当たっては、相手の性格や能力を十分見極めた上で、言葉を選んで発言し、私生活への介入や人権を侵害するような言動は厳に慎む必要があること。
- 単なる指導上の注意であったとしても、いたずらに繰り返して注意をしないこと。
- 業務と関係ない、あるいは指導の範囲を超えた感情にまかせた言動は、パワー・ハラスメントになり得るという認識をもつこと。

- 「口が悪いのは愛情の裏返し」、「毒舌も個性」等と思い込まないようにすること。
- パワー・ハラスメントは、相手方から明確な拒否の意思表示があるとは限らないという認識をもつこと。

コラム**子どもの視点で10か条**

強くなりたいけれど、理不尽な扱いは嫌。学校での運動部の指導のあり方が議論される中、子どもたちの声を指導者に届けようと、NPO法人「コヂカラ・ニッポン」は東京都杉並区立和田中学校と協力し、十の提言をまとめた。これを基に全国の学校やスポーツクラブなどで、それぞれの「十か条」をつくるよう呼びかける。

理不尽なスポーツ指導をやめよう**和田中の「指導者に守ってほしい10のこと」**

1. つらくても頑張るから「何のための練習か」の説明を
2. 「上達したね!」の一言でつらい練習も乗り越えられる
3. もっと良い練習にするため、意見や提案を聞いてください
4. 「なんでできない」と怒鳴る前に具体的なアドバイスを
5. スポーツは楽しむもの。私たちはあなたの操り人形ではない
6. 自分の「お気に入りの子」以外を無視するのはやめて
7. 何度も同じことを長時間かけて説教しないで
8. 一つのミスで「なめとんのか」僕はどうすればいいの?
9. 練習前に恋人に振られても、私たちには関係ない
10. 一人一人と向き合ってくれたあなたに私たちはついていく

顧問の声

- ・結果のみに焦点を当てる勝利至上主義的な考え方から、体罰やパワハラが生じていると考えています。生徒一人ひとりの個性を見極め、尊重し、成長のプロセスに寄り添い続けるよう心掛けています。我慢は必要ですが、それが信頼関係であると自分に言い聞かせています。

高等学校 ラグビーフットボール部顧問

- ・生徒を指導するというのではなく、ともに競技を行うという視点をもって取り組んでいます。練習メニューを指示するだけでなく、自分自身が一緒に同じ練習メニューを行って、適切な練習強度で行えるか確認をします。

中学校 陸上競技部顧問

- ・体罰やパワハラは指導者の思いどおりにならないことから、手をあげてしまうことだと考えています。しかし、言葉だけでは理解しにくい生徒もいることや、学力や技術に関しても一人ひとり違います。生徒のことを理解し、学び続けることで、力で抑える指導はなくなってくるのではないかでしょうか。

中学校 バドミントン部顧問

コラム 生徒を伸ばす指導（体罰にたよる指導ではなく科学的な指導を）

ミスが出たとき

好ましい指導

ミスをする原因は何かを考えよう！

- ・段階的な指導をしてきたか？
- ・技術的な指導方法は適切だったのか？



- 将来の成長につながるミスかどうか見極めましょう
- 生徒にミスの原因を考えさせ、自ら気付かせてから指導しましょう
- 映像（動画）で動きを確認させるなど合理的な方法を導入しましょう
- 休憩を入れて、落ち着かせてから、やり直しをさせましょう

試合で負けたとき

好ましい指導

負けた原因を生徒とともに考えよう！

- ・生徒の実力が発揮できていたか？
- ・普段の練習のとおりプレーができていたか？



- 実力が発揮できるようメンタルトレーニング等を取り入れましょう
- 個別性等のトレーニング理論を踏まえた最新の練習方法を得るために研修会に参加しましょう
- 指導者としての目標設定を見直しましょう
- 部活動の目標、練習計画を見直しましょう

生徒の態度が良くないと感じたとき

好ましい指導

生徒の様子を観察しよう！

- ・気になる言動はないか？
- ・家族のことで悩んでないか？
- ・友人との人間関係に悩んでないか？



- 生徒の方に意識を向けて、その声、言葉、気持ちを聞き取りましょう（傾聴）
- 生徒一人ひとりの役割や生活態度について、自分たちで話し合う機会を設けましょう
- 日頃から生徒と良好な人間関係を築きましょう

指導の具体的な例

指導中のプレーでミスをした

- 生徒に失敗した原因を考えさせ、欠点を理解させたうえで、反復練習するよう指導する

連携プレーの練習中にミスをした

- 連携した動作では、声を出す、相手を見てプレーするなどの基本的な技術を指導する

シュート練習中にミスをした

- ゴールキーパーの動きをよく見たり、正確なシュートができる技術等を理解させて指導する

指導の具体的な例

試合で負けた

- チームで負けた原因を話し合い、その原因を解消するための練習計画や練習方法について生徒とともに考える

- 負けた原因を生徒とともに分析し、今後の練習計画や目標をポジションごとに考えさせる

指導の具体的な例

練習を無断で休む生徒がいた

- 当該の生徒を呼んで、十分話し合い、生徒との良好な人間関係を築きながら指導する

顧問の安全に係る指導を無視する生徒がいた

- 練習上のルールや約束事の重要性を最優先に、厳しく丁寧に説明し納得させる

10 部活動運営上の留意事項

部活動は、教育課程外ではありますが、校長のリーダーシップのもとで教育活動の一環として行われるものであることから、生徒や保護者としっかりと連携し、適切に運営する必要があります。よって、技術的な指導のみならず、運営面についても適切に対応することが大切です。

(1) 大会等への生徒引率

部活動における校外活動（対外試合、遠征合宿等）は、日常の練習の成果を確かめたり、他校との交流を深めたりするなど、非常に有意義な活動の一つです。

しかし、校外活動については、非日常的な状況（長時間の移動や宿泊等）により、顧問が予想できないことが起こる場合があります。そこで、以下のことに留意することが大切です。

- ア 日程、経路、交通機関等を十分検討し、特に、生徒の安全と健康の上で無理がなく適切な計画とすること。
- イ 移動手段については、原則、公共交通機関を利用すること。ただし、公共交通機関の利用が難しい場合で、教職員の自家用車を移動手段に利用する場合は、「県立学校職員の自家用車の公用車使用に関する要綱」によるものとする。
- ウ 宿泊施設の選定に当たっては、その周辺の環境について、教育的観点から十分検討とともに、安全、保健衛生についても特に配慮すること。また、宿泊施設の状況、特に非常口や危険箇所などを調査し、適切な措置をとり、万一の災害に備え、退避、救助等について配慮しておくこと。
- エ 気象状況等に十分注意し、天候その他の異変の際は、予定を変更するなど、臨機応変の措置をとること。
- オ 万一、事故が発生した場合には、速やかに医療機関その他の関係方面に連絡を取るなど、適切な措置をとること。
- カ 対外試合等、宿泊を伴う校外活動の場合においても、引率教員は、出発してから帰着するまでが、引率業務であることを自覚し、自己の行動を厳に慎むようにすること。

【平成30年7月17日 平30教安体第415号 運動部活動等に係る生徒の引率について（通知）より】

(2) 参加する大会等の見直し

週末等に開催される様々な大会等に参加することは、非常に有意義な活動の一つですが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、県教委では以下のとおり、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定めています。

よって、校長は下記目安等を踏まえて、参加する大会等を精査することとなります。

各学校の運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催もしくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

「運動部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月山口県教育委員会）

(3) 活動場所や部室、更衣室等の適切な管理等

顧問は、活動の前後において、活動場所の整備や用具の管理とともに、施設の火気、戸締まり、消灯の点検を確実に行う必要があります。また、部室等の鍵は、顧問が適切な場所・方法で管理するとともに、部室等の使用方法について、定期的に生徒とルールを確認するなど、適切な管理体制を整備することが大切です。

また、部室等の管理や鍵の引き渡し方法等については、学校全体のきまりとして周知・徹底することで、生徒も安心して活動することができます。

(4) 運営経費の適切な管理等

各部が個別に徴収する部費や合宿費については、保護者負担であり、学校徴収金の性格をもつ経費と考えられます。そのため、学校徴収金の総括責任者である校長は、原則、会計責任者を指定し、相互チェック等の観点から、「担当者＝会計責任者」とならないよう配慮することが必要です。

また、その使途については、誰が見ても納得できる目的、内容、効果等が勘案された支出でなければならず、校長の意思決定のもとに保護者から必要金額を徴収し、預かった経費については決算報告を行う必要があります。

ア 運営経費等の徴収

運営経費の徴収に当たっては、文書で事前に保護者宛てに「通知」し、現金を領収した際は、「領収書」等を発行する。

イ 現金の保管及び管理

現金の保管方法は、「口座管理」を原則とする。なお、生徒が現金を取り扱う場合には、登校後すぐに顧問に提出するなど、紛失等の事故がないよう配慮する。

ウ 部活動用具の購入

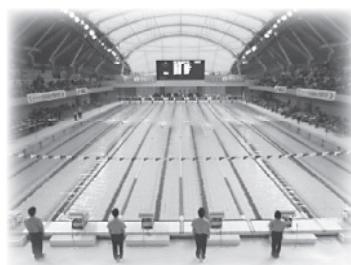
ユニフォーム等の物品購入に関しては、選定経過を明確にし、「業者選定」を公正に行った上、価格についても保護者に過重な負担とならないように留意する。購入に当たっては、事務職員や管理職とよく相談し、事前に保護者等の理解を得る。

エ 支払い（執行）及び出納

支払をした場合には、必ず「領収書」を受領の上、「現金出納簿」に記載し、領収書と照合できるようにする。

オ 保護者への会計報告

「会計報告」を保護者宛てに通知する。



顧問の声

- ・活動費等の徴収金の取扱いについては、保護者の代表の方に依頼しています。原則、口座管理として、通帳への記帳はもちろんのこと、出納簿への記載、領収書の管理等もお願いしています。
- また、年度末には監査・会計報告を実施しています。部活動運営において、経費の管理等は非常に重要な要素だと思います。

中学校 サッカー部顧問

(5) 入退部等の手続き

生徒の入退部等については、学校の組織全体で管理する必要があることから、具体的な手続きや規約などを作成し、教員間で共通理解を図っていく必要があります。

また、組織全体で生徒を見守る意味からも、入退部等の手続きについては、なるべく多くの教員でチェックできる体制を整備する必要があります。

特に、生徒が転退部等の意向を示している場合は、「なぜ、転退部等を望んだのか」などの理由について、顧問が当該生徒の考えを十分に確認するとともに、保護者と連携し、学校組織全体で、適切に対応することが大切です。

さらに、正式入部を促す際には、活動計画・活動内容・活動時間等の入部を判断するために必要な事項について、生徒に十分説明し、意思確認を行うとともに、保護者の意向も確認しなければいけません。生徒に対して、なじ崩し的に活動参加を求め、正式入部を求めるといったことがないようにしましょう。

(6) 生徒に関する情報の引き継ぎ

生徒に関する情報は、担任や部活動顧問が交代する際に確実に引き継げる体制を整えるとともに、年度が替わり新体制になった時点から、速やかに適切な対応が取れるよう、準備しておく必要があります。

【参考】

高校生の部活動には、指導者、練習時間、競技力、けが・病気、仲間という5つのストレッサーが存在するという研究^{※1}があり、自分の対処能力を超えたものであると感じる時に、ストレス反応が生じる。

※1 …渋倉崇行・小泉昌幸(1999)高校運動部員用ストレス反応尺度の作成、スポーツ心理学研究 26(1)

コラム

「居場所づくり」・「絆づくり」と自己有用感

「居場所づくり」とは、文字どおり、学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことです。様々な危険から子供を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要です。(中略)

「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、子供自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。子供同士が一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であり「自己有用感」ですから、「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできません。

ただ、そのための「場づくり」はできますし、必要です。全員の子供の「絆づくり」を促すためには、それなりの教師の働きかけが不可欠ですし、組織的・計画的な働きかけが必要です。一言で言うなら、すべての児童生徒が活躍できる場面を準備することです。

(国立教育政策研究所「生徒指導リーフ増刊号 Leaves.1」から)